

沖縄孝武琉空手道古武道孝武会



会 則

沖縄孝武琉空手道古武道孝武会古波蔵道場
道場住所〒900-0024那霸市古波蔵217番地
TEL 098-835-0241 会長金城孝 090-8294-6287
沖縄孝武琉空手道古武道孝武会三原道場
道場住所〒902-0063那霸市三原1-7-13番地
TEL 090-9783-3052 館長高山まさみ

沖縄孝武琉空手道古武道孝武会

第1章 名 称 本会は、沖縄考武琉空手道古武道考武会（以下、「孝武会」と言う）

第2章 所 在 地 本会の総本部を会長宅におく。

第3章 目 的 本会の目的は、孝武会の修業を通じ、心身を鍛練し、型の保存と技術の向上をはかり、併せて会員相互の親睦並びに孝武会の発展を図ることを目的とする。

第4章 事 業

本会の目的を達成するために、次の事項を定め、行っていくものとする。

- 1、空手道の型の研究保存に努め、統一を行っていくものとする。
- 2、定期研究会の開催
- 3、県内外の空手道関係者又は、これら団体との親睦及び提携を図っていく。
- 4、称号・段級審査の認定
- 5、演武大会の開催。
- 6、その他、本会の目的達成に必要な事。

第5章 会 員

- 1、会員は、本部又は支部に入会した修練者とする。
- 2、本会の育成発展に、特に功績のあった者で、理事会の審議を経て会長が承認した者の。
- 3、会員は、本会で決めた孝武会のマーク、文字を空手衣に印し、着用すること。

第6章 役 員

- 1、本会は、下記の役員をおくものとする。

(1) 会長	1名
(2) 副会長	2名
(3) 理事長	1名
(4) 副理事長	1名
(5) 常任理事	若干名

- (6) 理事若干名
- (7) 書記 1名
- (8) 会計 1名
- (9) 監事 2名

- 2、役員は、総会において、会員の中から選出する。
- 3、役員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。
- 4、会長は、会を代表し、会務を総括する。
- 5、副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
- 6、理事長は、理事を代表し、会長と協力して運営を図るものとする。
- 7、副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の場合は、その職務を代行する。
- 8、常任理事は、道場主を中心に選出するものとする。
- 9、理事は、会の運営に必要な事項を審議する。
- 10、監事は、毎年会計・監査を実施し、その結果を会長及び会員に、総会で報告するものとする。
- 11、この会は、有段者で構成し、段位所持者以上を理事とする。
- 12、必要に応じて、本会に、顧問及び相談役をおくことができる。
- 13、顧問及び相談役は、重要な会務に対し、本会及び会長に進言することができるものとする。
- 14、審査委員会は、委員長が主宰し、委員は、段位所持者の中より委員長が指名するものとする。
尚、委員長は、会長がこれにあたる。

第7章 会議

本会の会議は次のとおりとする。

(1) 総会

総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が招集し、会長が議長となる。

(定期総会) 每年4月に開催し、次のことを行う。

- 1、予算・決算の承認。
- 2、理事会に於いて決定された事項の承認。
- 3、事業計画の承認。
- 4、その他、会の発展・親睦に関する事項。

(臨時総会) 会長又は理事の過半数以上の申請があったときに開催するものとする。

(2) 常任理事会

(3) 理事会

理事会は、会長の指示により理事長が招集し、下記の業務にあたる。

- 1、各種行事・事業計画に関すること。
- 2、会員の脱会・除名に関すること。
- 3、上部団体に関すること。
- 4、その他の重要事項に関すること。

(4) 審査委員会

- 1、審査委員会は、会長の指示により、審査委員長が招集し、開催する。
- 2、審査委員会は、別に定める規定により、会員の表彰並びに称号・段級位の認定審査を行なう。
- 3、委員会は、過半数の出席をもって成立する。
- 4、議決は、出席人員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長において決定するものとする。
- 5、自己に関する表彰及び称号の審査の議決に加わることはできない。
- 6、委員会は、正当な審査をおこなうことを業務とする。

第8章 支 部

- 1、本会は、必要に応じて、支部をおくことができる。
- 2、支部長は、本会の会員で、有資格者の中から会長が認め、本会理事会の承認を経て会長が任命する。

第9章 研 修

各支部長及び各理事の研修について、次のとおり定める。

- 1、総本部に近い地区の各支部長・理事は、月例の研修会に出席し、研修を受けるものとする。
- 2、遠隔地の各支部長は、年2回春季・夏期（4日間）総本部で、研修を受けるものとする。
- 3、研修を終了した者に、会長より、期末毎に修了証を与える。
- 4、研修の目的は、より以上に相互の和を深め、指導者としての心・技・体を完成させていくためである。

10章 退会

本会の役員及び会員が、次の事項に該当するときは、役員又は会員の資格を失う。

- 1、退会届を提出したとき。
- 2、死亡したとき。
- 3、理事会で、会員又は役員として、不適当と決議されたとき。

11章 賞罰

- 1、会長は、特に功労があったと認められる者に対して、これを表彰することができる。
- 2、会長は、本会の名誉を著しく傷つけたと認められる者で、改心・改善の見込みなき者は、除名あるいは破門することができる。
- 3、除名あるいは破門された者は、本会に対する一切の権を失うとともに、且つ、入会金その他の納入金は一切返済しないものとする。

12章 会計

- 1、本会の会計年度は、毎年4月1日～翌年3月31日までとする。
- 2、本会の会計は、有段者会会費並びに段級位登録料、新加入道場入会金、寄付金その他をもって当てるものとする。
- 3、新加入道場の入会金は、金60,000円とする。但し、20,000円を本部会長に、20,000円を所属道場主に、そして、20,000円を孝武会に納入すること。
- 4、本会の交際費は、孝武会の発展のため認めるものとする。

13章 附則

- 1、この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。
- 2、この会則を改訂する必要があるときは、理事会の決議をなし、総会の同意を得なければならない。
- 3、この会則は平成8年4月1日より施行するものとする。

沖縄県武琉空手道古武道考武会

表彰並びに称号段級審査規定

- 第1条 この規定は空手道の普及発展を図るために、空手道を修養し、心技ともに優秀と認められる者の表彰並びに称号及び段級の審査等、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 沖縄県武琉空手道古武道考武会の会員にして、空手道を修行する者の地位・称号及び段級を表示する。
- 第3条 称号は鍊士・教士・範士とする。
段級は10級から10段までとする。
- 第4条 称号を受ける者は、下記の条件を備えていなければならぬ。
鍊士 イ、6段を取得したもの。
ロ、年齢30才以上の者。
ハ、空手歴10年以上修養し、心技ともに優れていると認められる者で、将来本会発展に尽くすと認められる者。
教士 イ、7段を取得した者。
ロ、年齢40才以上で、空手歴20年以上修養した者。
ハ、特に、本会発展強化に功労があり、人間的に完成された者で、将来にわたっても本会に尽くすものと認められる者。
範士 イ、9段を取得した者。
ロ、年齢50才以上で、空手歴30年以上修養した者。
ハ、特に、本会発展強化に功労があり、人間的に完成された者で、将来にわたっても本会に尽くすものと認められる者。

第5条 特別な事情により適當と認められるときは、前条の規定にかかわらず、称号を授与することがある。

第6条 本会は、5段以上の者に対して、師範の免許を授与することがあり、特に、必要があると認められるときには、師範証書を授与することができる。

第7条 称号及び段級は、孝武会会长の名において授与する。

第8条 昇段、昇級の基準は下記のとおりとする。
イ、本会は修養者に対し、次の各項により審査を実施し段・級を与えるものとする。

ロ、審査は、本会審査委員がこれにあたる。

ハ、少年・少女の部（年齢15才まで）の審査は10級から初段まで実施する。

ニ、一般（16才以上）審査は4級から8段まで実施する。

ホ、級の審査は少年・少女の部、一般ともに、年4回実施する（3月・6月・9月・12月）。

ヘ、段の審査は少年・少女の部、一般ともに、年2回実施する（6月・12月）。

ト、審査を受ける資格、条件を次のとおり定める。

（1）本会に入会し、3ヵ月以上修業した者、あるいは他の道場で修業してきた者で、本会に正式に入会し、3ヵ月以上修業し、尚、当該道場師範が受審資格ありと認めた者。

（2）昇級は10級から1級まで順次昇級するもとする。

チ、段の受審資格を次のとおり定める。

（1）本会の1級有資格者で、当該道場師範が初受審資格ありと認めた者、あるいは他の道で2年以上修業し、本会に、正式に入会後3ヵ月以上修業した者で、当該道場師範が受

資格ありと認めた者。

(2) 段は初段より8段まで順次、下記の条件により、昇段するものとする。

初段・・本会に入会し2年修業した者。

2段・・初段取得後1年修業した者。

3段・・2段取得後2年修業した者。

4段・・3段取得後2年修業した者。

5段・・4段取得後3年修業した者。

6段・・5段取得後4年修業した者。

7段・・6段取得後5年修業した者。

8段・・7段取得後7年修業した者。

第9条 特に、成績抜群な者は、前条の規定にかかわらず昇段・昇級せしめることができる。

但し、中学生は初段までとし、高校生及び18才未満の者は2段までとする。

第10条 称号及び段・級を有する者で、空手道の名誉を毀損したと認められたときは、理事会の議決によりその称号または段・級を取り消すことができる。

第11条 昇段の審査事項は次のとおりとする。

1、当該道場主の推薦状

2、型の完成度

3、力量度

4、礼節度

第12条 段・級を区別する帯の色を下記のとおりとする。

級の部 10級・・オレンジ

9級・・紫

8・7級・・黄

6・5級・・青

4・3級・・緑

2・1級・・茶
段の部 初段～5段・・黒

6段	練士…	黒に金茶一本線
7.8段	教士…	黒に金茶二本線
9.10段	範士…	黒に金茶三本線

第13条 称号及び昇段・昇級の審査を受ける者は審査申し込み書に、下記の審査料及び登録料を添えて提出しなければならない。

10・9級	2000円	内訳 本部道場400円 所属道場1400円 総会200円
8・7級	3000円	600円 2100円 300円
6級	4000円	800円 2800円 400円
5級	5000円	1000円 3500円 500円
4級	6000円	1200円 4200円 600円
3級	7000円	1400円 4900円 700円
2級	8000円	1600円 5600円 800円
1級	10000円	2000円 7000円 1000円
初段	15000円	3000円 10500円 1500円
2段	20000円	4000円 14000円 2000円
3段	30000円	6000円 21000円 3000円
4段	40000円	8000円 28000円 4000円
5段	50000円	10000円 35000円 5000円
6段	60000円	12000円 42000円 6000円
7段	70000円	14000円 49000円 7000円
8段	80000円	16000円 56000円 8000円
9段	90000円	18000円 63000円 9000円
10段	100000円	20000円 70000円 10000円

師範免許 100000円

支部道場公認証料 50000円

指導員免許証 20000円

第14条 入会金及び月謝について

入会金 学生 5000円

一般 5000円

月謝 学生 5000円

一般 7000円

5000円 (古武道のみ)

特別指導料 1000円以上

第15条 孝武会道衣着用規定

空手衣 (白)



左 胸・孝武流とするす。

左 腕・・指定マーク

そでの長さ・そで口(手首)より10cm短く切る。

ズボンの長さ・起立した足底より上に15cm
短く切る。

沖縄孝武琉空手道古武道孝武会

沖縄孝武琉空手道古武道考武会古波蔵道場

道場住所〒900-0024那覇市古波蔵217番地

TEL098-835-0241 会長金城孝 090-8294-6287

沖縄孝武琉空手道古武道考武会三原道場

道場住所〒902-0063那覇市三原1-7-13番地

TEL090-9783-3052 館長高山まさみ

